

特記仕様書

1 収集運搬等の内容

秋田県農業試験場内の事業系一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）のゴミ置き場に保管されている廃棄物を収集し、一般廃棄物処理施設又は再生利用するために設けられた施設まで運搬し、それら施設への搬入を行う。

2 委託期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

3 収集場所の所在地

秋田市雄和相川字源八沢34番地1

秋田県農業試験場ゴミ置き場

4 収集、運搬する日

- ・事業系一般廃棄物：毎週2回とする（曜日は甲乙が協議する）。
- ・資源化物：毎月1回とする（日時は甲乙が協議する）。
- ・古紙類：毎月4回とする（日時は甲乙が協議する）。

5 処分先及び処理方法

- ・事業系一般廃棄物：秋田市総合環境センターで焼却処理。
- ・資源化物（缶、ビン、ペットボトル）：秋田市リサイクルプラザでリサイクル処理。
- ・古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、コピー用紙）：秋田市指定業者にてリサイクル処理。

6 その他

廃棄物として運搬できないもの（産業廃棄物等）が混入しているのを発見したときは、そのものは収集することなく、速やかに担当職員に通報するものとする。